



熊本県公報

号外 第 7 号

平成 27 年 3 月 20 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 9
- 熊本県行政手続条例の一部を改正する条例…………… (//) 10
- 熊本県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 11
- 熊本県財産条例の一部を改正する条例…………… (管財課) 18
- 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例…………… (市町村行政課) 19
- 熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計条例の一部を改正する条例…………… (市町村財政課) 19
- 熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 19
- 熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例…………… (//) 19
- 熊本県博物館ネットワークセンター条例…………… (文化企画課) 20
- 社会福祉施設等の運営等から暴力団員等の排除を図るための関係条例の整備に関する条例…………… (健康福祉政策課) 22
- 熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (//) 25
- 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例…………… (高齢者支援課) 26
- 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例…………… (障がい者支援課) 43
- 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例…………… (//) 44
- 熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (医療政策課) 46
- 熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例…………… (環境立県推進課) 46
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例…………… (自然保護課) 48
- 熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例…………… (廃棄物対策課) 48
- 熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例…………… (くらしの安全推進課) 48
- 熊本県中小企業従業員住宅貸付条例を廃止する条例…………… (労働雇用課) 50
- 熊本県就農支援資金貸付特別会計条例を廃止する条例…………… (担い手・企業参入支援課) 50
- 熊本県地下水と土を育む農業推進条例…………… (農業技術課) 50
- 熊本県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例…………… (農村計画課) 53
- 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例…………… (道路保全課) 53
- 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) 56
- 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例…………… (港湾課) 58
- 熊本県建築基準条例の一部を改正する条例…………… (建築課) 60
- 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (学校人事課) 61
- 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (//) 61
- 熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例…………… (社会教育課) 62
- くまもと家庭教育支援条例の一部を改正する条例…………… (//) 62
- 熊本県立学校条例の一部を改正する条例…………… (高校教育課) 62
- 熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例…………… (体育保健課) 62
- 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例…………… (警察本部警務課) 63
- 少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例…………… (//) 63

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく支給認定の申請等の受付に関する事務について、熊本市が処理することとした。（別表第 4 4 号関係）
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う公有水面埋立法等の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（別表第 1 号関係）
- 3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（別表第 4 3 号関係）
- 4 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う医療法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（別表第 1 0 号関係）
- 5 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、4 は公布の日から、3 は平成 2 7 年 5 月 2 9 日から施行することとした。

◇熊本県行政手続条例の一部を改正する条例

- 1 行政手続法の一部改正の趣旨にのっとり、次のとおり規定の整備を行うこととした。
 - (1) 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととした。（第 3 3 条関係）
 - (2) 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとした。（第 3 4 条の 2 関係）
 - (3) 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとした。（第 3 条、第 3 4 条の 3 関係）
- 2 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに次の手数料を設けることとした。
 - (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴うもの
 - ア 食品衛生法の一部改正に伴うもの
 - (ア) 食品衛生管理者養成施設登録申請手数料 4 0, 0 0 0 円
 - (イ) 食品衛生管理者講習会登録申請手数料 9, 0 0 0 円
 - イ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正に伴うもの
 - (ア) 食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料 4 0, 0 0 0 円
 - (イ) 食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料 9, 0 0 0 円
 - ウ 土壌汚染対策法の一部改正に伴うもの
 - (ア) 土壌汚染対策法指定調査機関指定申請手数料 3 0, 9 0 0 円
 - (イ) 土壌汚染対策法指定調査機関指定更新申請手数料 2 4, 8 0 0 円
 - (2) その他のもの
 - ア 建築物の確認申請又は計画通知手数料（建築確認又は計画通知に係る構造計算適合性判定に準じた審査を行う場合の加算額）（別表第 9 の 2 関係）
1 5 3, 0 0 0 円ほか
 - イ 構造計算適合性判定の申請又は通知手数料（別表第 9 の 3 及び別表第 9 の 4 関係）
1 4 7, 0 0 0 円ほか
 - ウ 宗教法人承継証明書交付手数料 4 0 0 円
 - エ 宅地建物取引士証の再交付申請手数料 4, 5 0 0 円
 - オ 講習手数料（自転車の運転による交通の危険を防止するための講習）（別表第 1 9 関係）
1, 9 0 0 円
 - カ 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（設計住宅性能評価書が添付された場合）（別表第 2 6 関係）
1 6, 0 0 0 円ほか
 - キ 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料（設計住宅性能評価書が添付された場合）（別表第 2 6 の 4 関係）
8, 0 0 0 円ほか
 - ク 農業研究センター分析試験手数料（農産物及びその加工品）（別表第 2 8

- 関係) 2, 590円ほか
- 2 次のとおり手数料の額を改定することとした。
- (1) 道路交通法施行令の改正に伴うもの
- ア 運転免許試験手数料 (別表第18関係)
4, 600円ほかから4, 400円ほか
- イ 自動車運転技能検査手数料
3, 850円ほかから3, 650円ほか
- ウ 免許証再交付手数料
3, 600円から3, 500円
- エ 技能検定員資格者証交付手数料
1, 200円から1, 100円
- オ 技能検定員審査手数料
23, 500円ほかから23, 450円ほか
- カ 教習指導員資格者証交付手数料
1, 200円から1, 100円
- キ 教習指導員審査手数料
15, 000円ほかから14, 950円ほか
- ク 運転免許再試験手数料
2, 800円ほかから2, 850円ほか
- ケ 講習手数料 (別表第19関係)
600円ほかから500円ほか
- コ 通知手数料
850円から900円
- カ 特定任意講習手数料
1, 600円から1, 350円
- シ 限定解除審査手数料
1, 550円ほかから1, 450円ほか
- ス 技能検定員審査手数料の額から減ずる額 (別表第30関係)
4, 150円ほかから4, 000円ほか
- セ 教習指導員審査手数料の額から減ずる額 (別表第31関係)
4, 150円ほかから4, 000円ほか
- (2) その他のもの
- ア ふぐ処理師免許申請手数料
4, 100円から4, 200円
- イ ふぐ処理師免許証書換え手数料
1, 800円から2, 100円
- ウ 産業技術センター分析、試験又は設計手数料 (別表第27関係)
下限額2, 430円上限額18, 200円ほかから下限額2, 430円上限額25, 810円ほか
- エ 林業研究指導所試験手数料 (うち製品性能試験)
下限額2, 160円上限額70, 710円から下限額1, 920円上限額70, 710円
- 3 次の手数料を廃止することとした。
- (1) 建築物の確認申請又は計画通知手数料 (うち構造計算適合性判定を行う場合の加算額) (別表第9の2、別表第9の3関係)
- (2) 歯科技工士国家試験手数料
- (3) 歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料
- (4) 長期優良住宅建築等計画に係る計画認定申請手数料等 (うち構造計算適合性判定を行う場合の加算額) (別表第26の2、別表第26の3関係)
- 4 建築基準法等の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 5 その他規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 6 この条例は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県財産条例の一部を改正する条例

- 1 行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合の使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- 2 電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(別表関係)
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 県内の市町村長に対して本人確認情報を提供する事務として次に掲げる事務を加えることとした。(別表第1関係)
- (1) 市町村の条例による水道法第14条第1項の料金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 市町村の条例による下水道法第20条第1項の使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 本人確認情報を利用できる県の事務として、母子及び父子並びに寡婦福祉法による父子福祉資金貸付金の貸付に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるものを加えることとした。(別表第2関係)
- 3 児童福祉法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(別表第2関係)
- 4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計において、広域連合を一部事務組合と同様に市町村に含めて取り扱うこととした。(第1条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例

- 1 平成31年度を目途に熊本県水とみどりの森づくり税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定を加えることとした。(附則第7項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

- 1 平成31年度を目途に熊本県産業廃棄物税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定を加えることとした。(附則第7項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県博物館ネットワークセンター条例

- 1 熊本県博物館ネットワークセンターの設置及びその管理について、必要な事項を定めることとした。
 - (1) 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、熊本県博物館ネットワークセンター(以下「ネットワークセンター」という。)を設置することとした。(第1条関係)
 - (2) ネットワークセンターは、宇城市に置くこととした。(第2条関係)
 - (3) ネットワークセンターの業務を定めることとした。(第3条関係)
 - (4) ネットワークセンターに、所長及び必要な職員を置くこととした。(第4条関係)
 - (5) ネットワークセンターの休館日及び開館時間を定めることとした。(第5条、第6条関係)
 - (6) 多目的広場等の使用の許可、使用の許可の基準及び使用の許可の取消しについて定めることとした。(第7条―第9条関係)
 - (7) 多目的広場等の使用料及び使用料の減免について定めることとした。(第10条、第11条関係)
 - (8) ネットワークセンター(多目的広場等に限る。)の指定管理に関し、必要な事項を定めることとした。(第12条―第15条関係)
 - (9) ネットワークセンターの施設又は設備を毀損等した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならないこととした。(第16条関係)
 - (10) (1)から(9)までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。(第17条関係)
 - (11) 不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することとした。(第18条関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1(3)(多目的広場等の提供に係る部分に限る。)、(6)から(8)まで及び(11)は、平成27年10月1日から施行することとした。

◇社会福祉施設等の運営等から暴力団員等の排除を図るための関係条例の整備に関する条例

- 1 次の17条例について、社会福祉施設等は、その運営について暴力団員等から支配を受けてはならないこと及びその趣旨に照らし暴力団員等を管理者等としてはならないこととした。
 - (1) 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例【第1条】
 - (2) 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第2条】
 - (3) 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第3条】
 - (4) 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第4条】
 - (5) 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第5条】
 - (6) 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例【第6条】
 - (7) 熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例【第7条】
 - (8) 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【第8条】
 - (9) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第9条】
 - (10) 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第10条】
 - (11) 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例【第11条】
 - (12) 熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例【第12条】

- (13) 熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例【第13条】
 - (14) 熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第14条】
 - (15) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第15条】
 - (16) 熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例【第16条】
 - (17) 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例【第17条】
- 2 次の4条例について、社会福祉施設等の申請者の要件として、申請者（個人に限る。）が暴力団員等でないこと（(1)の条例に限る。）、法人でその役員に暴力団員等のあるものでないこと及び暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことを追加することとした。
- (1) 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第9条】
 - (2) 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第10条】
 - (3) 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【第15条】
 - (4) 熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例【第16条】
- 3 この条例は、平成27年6月1日から施行することとした。

◇熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第1条関係）
- 2 この条例は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとした。

◇熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 次の6条例について、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正等を踏まえ、関係規定の整備を行うこととした。
 - (1) 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【第1条】
 - (2) 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第2条】
 - (3) 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例【第4条】
 - (4) 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例【第6条】
 - (5) 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第7条】
 - (6) 熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例【第8条】
- 2 次の3条例について、指定居宅サービス等の事業等の運営等から暴力団員等を排除するため、所要の規定の整備を行うこととした。
 - (1) 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第3条】
 - (2) 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例【第5条】
 - (3) 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例【第7条】
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、2は、平成27年6月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 要件を満たした指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が障害者等に対して通いサービス又は宿泊サービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととした。（第97条、第111条関係）
- 2 病院の敷地内の建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業等を行う地域移行支援型ホームの特例について定めることとした。（附則第5項一附則第12項関係）
- 3 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特

例の期限を平成30年3月31日まで延長することとした。(附則第13項、附則第14項関係)

4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 児童発達支援センターに係る指定児童発達支援事業者が相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人及び当該障害児が通う児童が集団生活を営む施設を追加することとした。(第52条関係)
- 2 要件を満たした指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が障害児に対して通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスと、当該通いサービスを提供する事業所を基準該当児童発達支援事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所とみなすこととした。(第61条の2、第81条関係)
- 3 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所について、次に掲げる事項を定めることとした。(第73条関係)
 - (1) 当該指定放課後等デイサービス事業所が有すべき従業者及びその員数
 - (2) 利用定員の特例
- 4 指定通所支援の事業等の運営等から暴力団員等を排除するため、所要の規定の整備を行うこととした。(第4条、第55条の2、第71条、第78条、第81条、第89条関係)
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、4は、平成27年6月1日から施行することとした。

◇熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 保健師助産師看護師法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第1条関係)
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例

- 1 題名を熊本県有料駐車場管理条例に改めることとした。(題名関係)
- 2 この条例の趣旨を、駐車場の管理に関することについて定めることとした。(第1条関係)
- 3 駐車場は、無休とし、知事が特に必要があると認めるときは、業務を行わない日と定めることができることとした。(第2条関係)
- 4 定期使用料について、知事が定める定期使用料を定めることができることとした。(第4条関係)
- 5 使用料の支払方法に関し、知事が発行できるものを回数券及び前払式駐車券とした。(第4条関係)
- 6 定期使用料について、当該定期使用料に係る定期の駐車申込みが受け付けられた時に支払わなければならないこととした。(第5条関係)
- 7 知事は、使用料の全部又は一部の免除ができることとした。(第7条関係)
- 8 指定管理者制度の導入等を図るために所要の規定を整備することとした。(第8条-第12条関係)
- 9 その他規定の整理を行うこととした。(第3条、第6条、第13条、第14条関係)
- 10 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 熊本県税条例の一部改正【第1条】
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第146条、附則第13条の2関係)
- 2 熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例の一部改正【第2条】
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(題名、第1条関係)
- 3 この条例は、平成27年5月29日から施行することとした。

◇熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第59号)の施行に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第81条関係)
- 2 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第39号)の施行に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第75条、第77条、第79条、第81条関係)
- 3 特定家庭用機器廃棄物を引き取った事業者に対し、知事が冷媒フロン類の大気

への排出の抑制に関し必要な指導に加えて助言を行うことができることとした。
(第80条関係)

- 4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

- 1 この条例は、自転車の安全で適正な利用を総合的に促進し、もって交通事故のない安全で安心な熊本県の実現に寄与することを目的とすることとした。(第1条関係)
- 2 自転車の安全で適正な利用を促進していく上での基本理念を定めることとした。(第3条関係)
- 3 自転車の安全で適正な利用を促進していくための県、自転車利用者、保護者等、学校の長、事業者及び自転車小売業者の責務を明らかにすることとした。(第4条―第9条関係)
- 4 自転車の安全で適正な利用の促進のために県が行う施策の基本的な事項として、次の事項を定めることとした。(第10条―第13条関係)
 - (1) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を計画的に推進するための体制の整備に必要な措置を行うこと。
 - (2) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する交通安全教育の推進に必要な施策を行うこと。
 - (3) 自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときの賠償責任の周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入が促進されるよう、広報その他の啓発活動を行うこと。
 - (4) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する啓発その他の取組を自主的に行い、又は行おうとする県民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うこと。
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇熊本県中小企業従業員住宅貸付条例を廃止する条例

- 1 厚生年金保険積立金の還元融資を受けて建設した住宅の撤去等に伴い、熊本県中小企業従業員住宅貸付条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県就農支援資金貸付特別会計条例を廃止する条例

- 1 旧青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく貸付事業等について特別会計で経理しないこととするに伴い、熊本県就農支援資金貸付特別会計条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇熊本県地下水と土を育む農業推進条例

- 1 この条例は、地下水と土を育む農業の推進に関する施策を総合的に講じて、農業者等が安心して地下水と土を育む農業に取り組むことができるようにし、もって地下水と土を育む農業の発展を図ることを目的とすることとした。(第1条関係)
- 2 この条例において「地下水と土を育む農業」とは、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する取組を行う農業であって、地下水の水質の保全若しくは水量の保全又は地力の増進に資すると認められるものをいうこととした。(第2条関係)
 - (1) 土づくりを行うことにより、その地域において通常行われる施肥若しくは病虫害の防除と比較して化学的に合成された肥料及び農薬の使用を減少させ、又は化学的に合成された肥料及び農薬を原則として使用しない取組
 - (2) 家畜排せつ物を主たる原材料とする堆肥(農作物の生産の増進に資するものに限る。)を生産し、及び流通させる取組
 - (3) 飼料、米穀粉その他の米穀等の加工品の原材料として用いられる米穀等の生産、その米穀等を原材料とする飼料の利用による畜産物の生産、農作物を栽培しない期間における湛(たん)水その他の水田の有効活用に関する取組
- 3 地下水と土を育む農業を推進していく上での基本理念を定めることとした。(第3条関係)
- 4 地下水と土を育む農業を推進していくための県、農業者等、農産物販売業者及び県民の責務等を明らかにすることとした。(第4条―第8条関係)
- 5 県は、地下水と土を育む農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地下水と土を育む農業の推進に関する計画の策定等を行うこととした。(第9条関係)
- 6 地下水と土を育む農業の推進等のために県が行う施策の基本的な事項として、次の事項を定めることとした。(第10条―第16条関係)
 - (1) 県民の地下水と土を育む農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講じ、また、地下水と土を育む農業により生産される農産物の販売を促進するとともに消費者が地下水と土を育む農業により生産された農産物であることを認識して入手できるよう必要な施策を講ずること。

- (2) 地下水と土を育む農業のうち2(1)の取組に係るものを行い、又は行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるとともに、当該取組が調査等により把握された農地の土壌の性質に基づいて適正に行われるよう必要な施策を講ずること。
 - (3) 地下水と土を育む農業のうち2(2)の取組に係るものを行い、又は行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるとともに、当該取組が2(1)の取組と相まって広域にわたり行われるよう必要な施策を講ずること。
 - (4) 地下水と土を育む農業のうち2(3)の取組に係るものを行い、又は行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるとともに、当該取組の拡大が図られるよう必要な施策を講ずること。
 - (5) 地下水と土を育む農業に関する技術開発及び調査研究、技術の普及指導、情報の提供その他の必要な施策を講ずること。
 - (6) 地下水と土を育む農業の推進に関する施策の実施に当たっては、草原の保全、景観の形成等の農業の多面にわたる機能の増進に努めること。
 - (7) 地下水と土を育む農業の推進に関する施策の実施に当たっては、環境保全、教育等に関する施策と十分に連携を図るよう努めること。
- 7 県は、地下水と土を育む農業を県民と協働して推進するため、県、農業者等、農産物販売業者、消費者団体、環境保全活動を行う団体その他の関係者により構成される熊本県地下水と土を育む農業推進県民会議を置くものとし、その役割等に ついて規定することとした。(第17条関係)
- 8 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇熊本県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

- 1 独立行政法人森林総合研究所法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(題名、第1条、第2条関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 道路を占用する場合の占用料を改定することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 水俣広域公園の多目的広場の一部及び陸上競技場に夜間照明を設置することに伴い、開園時間及び使用料の額に係る関係規定の整備を行うこととした。(第5条、別表第4関係)
- 2 都市公園を占有するときの使用料の額を改定することとした。(別表第1の3関係)
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 臨港地区内の道路に工作物、物件又は施設を設け、継続的に当該道路を使用する場合の使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- 2 この条例は、平成27年5月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

- 1 この条例において使用する用語の定義に関し、規定の整理を行うこととした。(第1条の2関係)
- 2 準都市計画区域内における興行場等及び興行場の用途に供する部分を有する建築物の敷地内に設けなければならない通路が通じる道を建築基準法第42条第1項に規定する道路とすることとした。(第7条の3関係)
- 3 建築基準法の一部改正に伴い、自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する建築物の構造に係る規定の整備を行うこととした。(第15条関係)
- 4 建築物又はその敷地と道路との関係に関する規定の適用区域に準都市計画区域を加えることとした。(第17条関係)
- 5 その他規定の整理を行うこととした。(目次、第7条、第7条の2、第13条、第20条、第25条関係)
- 6 この条例は、平成27年6月1日から施行することとした。

◇熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 漁ろう実習手当の支給対象となる船舶の所管が熊本県立天草拓心高等学校となることに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第12条関係)
- 2 教員特殊業務手当の額を約25パーセント引き上げることとした。(第13条関係)
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 漁ろう手当の支給対象となる船舶の所管が熊本県立天草拓心高等学校となることに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第 7 条関係)
- 2 漁ろう手当に係る職員別の配分係数を熊本県立天草拓心高等学校長が定めることとした。(第 7 条関係)
- 3 漁ろう手当の総額を熊本県立天草拓心高等学校長が定めることとした。(第 7 条関係)
- 4 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例

- 1 熊本近代文学館をくまもと文学・歴史館に改組することに伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 3 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行することとした。

◇くまもと家庭教育支援条例の一部を改正する条例

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県立学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立天草高等学校天草西校の廃止に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例

- 1 小体育室の設備整備に伴い、使用料の改定を行うとともに、一般使用料に係る使用のうち卓球に係る使用を小体育室に限ることとした。(別表の 1 の表関係)
- 2 大体育室を専用使用する者が入場料を徴収する場合に使用料に加算する入場料の相当額を 50 パーセント引き下げるとともに、大体育室を専用使用する者が広告物を表示する場合には、使用料に知事が定める額を加算することとした。(別表の 2 の表関係)
- 3 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県警察の職員の定数及び警察官の階級ごとの定数を改めることとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 次の 2 条例について、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例【第 1 条】
 - (2) 熊本県暴力団排除条例【第 2 条】
- 2 この条例は、少年院法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 2 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年熊本県条例第 58 号）の一部を次のように改正する。
 別表第 1 号市町村等の欄中「熊本市、」を削り、同表第 10 号事務の欄(13)中「第 57 条第 5 項」を「第 57 条第 6 項」に改め、同欄(14)中「第 57 条第 4 項」を「第 57 条第 5 項」に改め、同表中第 68 号を第 69 号とし、第 44 号から第 67 号までを 1 号ずつ繰

り下げ、同表第43号事務の欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改め、同欄(1)中「による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を「の管理」に改め、「タヌキ」の次に「の捕獲」を加え、「愛がん」を「愛玩」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- 4 4 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この号において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 - (1) 法第6条第1項及び第10条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務
 - (2) 法第11条第2項の規定による返還の要求に係る知事に対する医療受給者証の返還の受付に関する事務
 - (3) 省令第13条第1項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務
 - (4) 省令第26条の規定による知事に対する申請の受付に関する事務

熊本市

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第10号の改正規定は公布の日から、同表第43号の改正規定は平成27年5月29日から施行する。

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第3号

熊本県行政手続条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条―第34条）」を「第4章 行政指導（第30条―第34条）」を「第4章の2 処分等の求め（第34条の2）」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

0円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同表特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の項中「3,050円」を「2,950円」に改め、同表小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の項中「1,900円」を「1,850円」に改め、同表大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の項中「4,600円」を「4,550円」に改め、同表仮運転免許に係る試験の項中「3,000円」を「2,850円」に改め、同表「4,550円」を「4,400円」に改める。

別表第19法第108条の2第1項第1号に掲げる講習の項中「700円」を「750円」に改め、同表法第108条の2第1項第2号に掲げる講習の項中「2,450円」を「2,350円」に改め、同表法第108条の2第1項第3号に掲げる講習の項中「2,200円」を「2,100円」に改め、同表法第108条の2第1項第4号に掲げる講習の項中「4,700円」を「4,650円」に改め、同表法第108条の2第1項第5号に掲げる講習の項中「4,150円」を「4,100円」に改め、同表法第108条の2第1項第7号に掲げる講習の項中「3,150円」を「3,100円」に改め、同表法第108条の2第1項第8号に掲げる講習の項中「2,750円」を「2,700円」に改め、同表法第108条の2第1項第11号に掲げる講習の項中「600円」を「500円」に改め、同表法第108条の2第1項第12号に掲げる講習の項中「5,800円」を「5,600円」に改め、同表法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の項中「13,350円」を「13,200円」に改め、同表法第108条の2第1項第14号に掲げる講習の項中「9,200円」を「9,050円」に改め、同表に次のように加える。

法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき1,900円

別表第26登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付された場合の項の次に次のように加える。

設計住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅		16,000円
	共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	61,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	98,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	184,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	316,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	486,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	884,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	1,206,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が301戸以上のもの	1,458,000円を申請住戸数で除して得た額		

別表第26登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付されない場合の項中「適合証が」を「適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも」に改め、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（設計された住宅に係るものに限る。）をいう。

別表第26の2及び別表第26の3を次のように改める。

別表第26の2及び別表第26の3 削除
別表第26の4登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付された場合の項の次に次のように加える。

設計住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅		8,000円
	共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	30,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	49,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25	92,000円を申請住戸数で除

戸までのもの	して得た額
総住戸数が26戸から50戸までのもの	158,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が51戸から100戸までのもの	243,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が101戸から200戸までのもの	442,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が201戸から300戸までのもの	603,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が301戸以上のもの	729,000円を申請住戸数で除して得た額

別表第26の4登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付されない場合の項中「適合証が」を「適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも」に改め、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（設計された住宅に係るものに限る。）をいう。

別表第27化学及び物理試験の項中「18,200円」を「25,810円」に改め、同表機械試験の項中「6,480円」を「10,370円」に改め、同表金属試験の項中「7,130円」を「18,790円」に改める。

別表第28土壌、肥料、水及び農産物の項中「、水及び農産物」を「及び水」に改め、同表に次のように加える。

農産物及びその加工品	化学及び物理試験	定量分析	1試料1成分につき2,590円以上19,060円以下の範囲内で知事が定める額
		定性分析	1試料1成分につき1,620円
	微生物試験	一般細菌数	1試料につき4,810円
		大腸菌群数	1試料につき5,080円

別表第30の1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表の2の項中「7,000円」を「6,700円」に、「6,400円」を「6,100円」に、「2,200円」を「2,100円」に、「7,800円」を「7,400円」に改め、同表の3の

項及び4の項中「2,100円」を「2,450円」に改め、同表の5の項中「2,250円」を「2,000円」に改め、同表の6の項中「1,850円」を「1,750円」に改め、同表の7の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表の備考1中「2,950円」を「2,800円」に、「900円」を「850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同表の備考2中「350円」を「550円」に、「200円」を「350円」に改める。

別表第31の1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表の2の項中「1,450円」を「1,350円」に、「1,400円」を「1,250円」に、「1,500円」を「1,300円」に、「1,900円」を「2,050円」に改め、同表の3の項中「1,350円」を「1,250円」に、「1,300円」を「1,200円」に、「1,150円」を「1,100円」に改め、同表の4の項及び5の項中「1,450円」を「1,550円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「1,250円」を「1,300円」に改め、同表の6の項中「1,350円」を「1,400円」に改め、同表の7の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表の備考1中「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同表の備考2中「100円」を、「普通自動車免許」を「250円を、普通自動車免許」に、「50円」を「100円」に改める。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（1）第2条第1項第623号の24から第623号の30までの改正規定 平成27年5月29日
（2）第2条第1項第177号及び第178号の改正規定、同項第179号の改正規定、

表の7の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表の備考1中「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同表の備考2中「100円」を、「普通自動車免許」を「250円を、普通自動車免許」に、「50円」を「100円」に改める。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（1）第2条第1項第623号の24から第623号の30までの改正規定 平成27年5月29日
（2）第2条第1項第177号及び第178号の改正規定、同項第179号の改正規定、

同号の次に1号を加える改正規定、同項第180号から第186号の2まで、第20
3号の2から第203号の改正規定、第5条の改正規定、別表第9の2の改正規定、同表を
び第625号の2の改正規定、別表第9の4とすの改正規定、別表第9の3とす
別表第9の4とすの改正規定、別表第9の次に1、表を加える改正規定、別表第26の2及び別表第26の3の改正規定（同表に次
改正規定、別表第9の次に1、表を加える改正規定、別表第26の2及び別表第26の3の改正規定並び
のように加える部分に限る。）別表第26の2及び別表第26の3の改正規定並び
に附則第4項の規定及び附則第5項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県
条例第24号）別表第1手数料の項第170号の次に1号を加える改正規定及び同項
第177号の改正規定に限る。）平成27年6月1日
(3) 第2条第1項第221号の2の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定及び
第4条第5項の改正規定平成27年6月25日
(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例（以下
「旧手数料条例」という。）第2条第1項（第177号、第624号の4、第624号
の5、第625号及び第625号の2を除く。）に掲げる事務に関する申請等に係る手
数料については、なお従前の例による。

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関す
る法律（平成26年法律第83号以下この項において「医療介護総合確保推進法」とす
いう。）第13条の規定による改正前の歯科技工法（昭和30年法律第168号）第
16条及び医療介護総合確保推進法第17条の規定による改正前歯科技工法の一部を
改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定によりこの条例の施行
の日前に知事が行った歯科技工士国家試験に係る合格証明書の交付に係る手数料につ
いては、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現にされている旧手数料条例第2条第1項
第177号、第624号の4、第624号の5、第625号又は第625号の2に掲げ
る事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。
(熊本県収入証紙条例の一部改正)

5 別表第1手数料の項第8号の次に次の2号を加える。
| 8の2 | 食品衛生管理者養成施設登録申請手数料 |
| 8の3 | 食品衛生管理者講習会登録申請手数料 |
別表第1手数料の項第170号の次に次の1号を加える。
| 170の2 | 構造計算適合性判定の申請又は通知手数料 |
別表第1手数料の項第177号を次のように改める。
| 177 | 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用に係る認定申
請手数料 |
別表第1手数料の項第240号の3の次に次の1号を加える。
| 240の4 | 宗教法人承継証明書交付手数料 |
別表第1手数料の項第278号から第281号までを次のように改める。
278	宅地建物取引士資格登録簿登録手数料
279	宅地建物取引士資格登録の移転申請手数料
280	宅地建物取引士証の交付申請手数料
281	宅地建物取引士証の有効期間の更新申請手数料
別表第1手数料の項第281号の次に次の1号を加える。	
281の2	宅地建物取引士証の再交付申請手数料
別表第1手数料の項第316号及び第317号を次のように改める。	
316及び317	削除
別表第1手数料の項第544号の次に次の2号を加える。	
544の2	食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料
544の3	食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料
別表第1手数料の項第564号の5及び第564号の6を次のように改める。	
564の5	第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料
564の6	第一種フロン類充填回収業者更新申請手数料
別表第1手数料の項第564号の13の4を同項第564号の13の5とし、同号の	
次に次の1号を加える。	
564の13の6	土壤汚染対策法指定調査機関指定更新申請手数料
別表第1手数料の項中第564号の13の3を第564号の13の4とし、第564	
号の13の2を第564号の13の3とし、第564号の13の次に次の1号を加える。	
564の13の2	土壤汚染対策法指定調査機関指定申請手数料
別表第1手数料の項第572号を次のように改める。	
572	農業研究センター分析試験手数料
別表第1手数料の項第575号を次のように改める。	
575	家畜保健衛生所検査手数料
別表第1手数料の項中第575号の2を第575号の3とし、第575号の次に次の	
1号を加える。	
575の2	家畜保健衛生所診断書等交付手数料